

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

○国土調査の成果の認証	(地域振興課)	一
○形質変更時要届出区域の指定	(環境対策課)	一
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	八
○県営土地改良事業変更計画の縦覧	(農村振興課)	八
○県営土地改良事業換地計画の縦覧(二件)	(農村整備課)	八
○道路の供用開始	(道路課)	九
○都市計画変更の図書の写しの縦覧(五件)	(都市計画課)	九
○宮城県農業高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託(三件)	(教育庁高校教育課)	一〇
○宮城県柴田農林高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託	(同)	一〇
○宮城県加美農業高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託(二件)	(同)	一〇
○宮城県小田農林高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託(三件)	(同)	一一
○宮城県南郷高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託	(同)	一一
○宮城県登米総合産業高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託(二件)	(同)	一一

ページ

## 公 告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (デジタルみやぎ推進課) 一一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定 (精神保健推進室) 一二
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定(三件) (業務課) 一二
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (契約課) 一三
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (教育庁教育企画室) 一五
- 監査委員
- 定期監査結果に対する措置の公表 一五

## 告 示

- 宮城県告示第四百五十号  
国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。  
令和三年六月四日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 一 調査を行った者の名称  
柴田町
- 二 調査を行った時期  
平成二十二年度から平成二十九年度まで
- 三 成果の名称  
柴田町の地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域  
柴田郡柴田町大字成田字待江、同字和田谷地、同字待江下、同字新待江、同字江崎、同字坂崎、同字倉坂の一部
- 五 認証年月日  
令和三年五月二十八日
- 宮城県告示第四百五十一号  
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、形質変更時要届出区域として、次のとおり指定する。

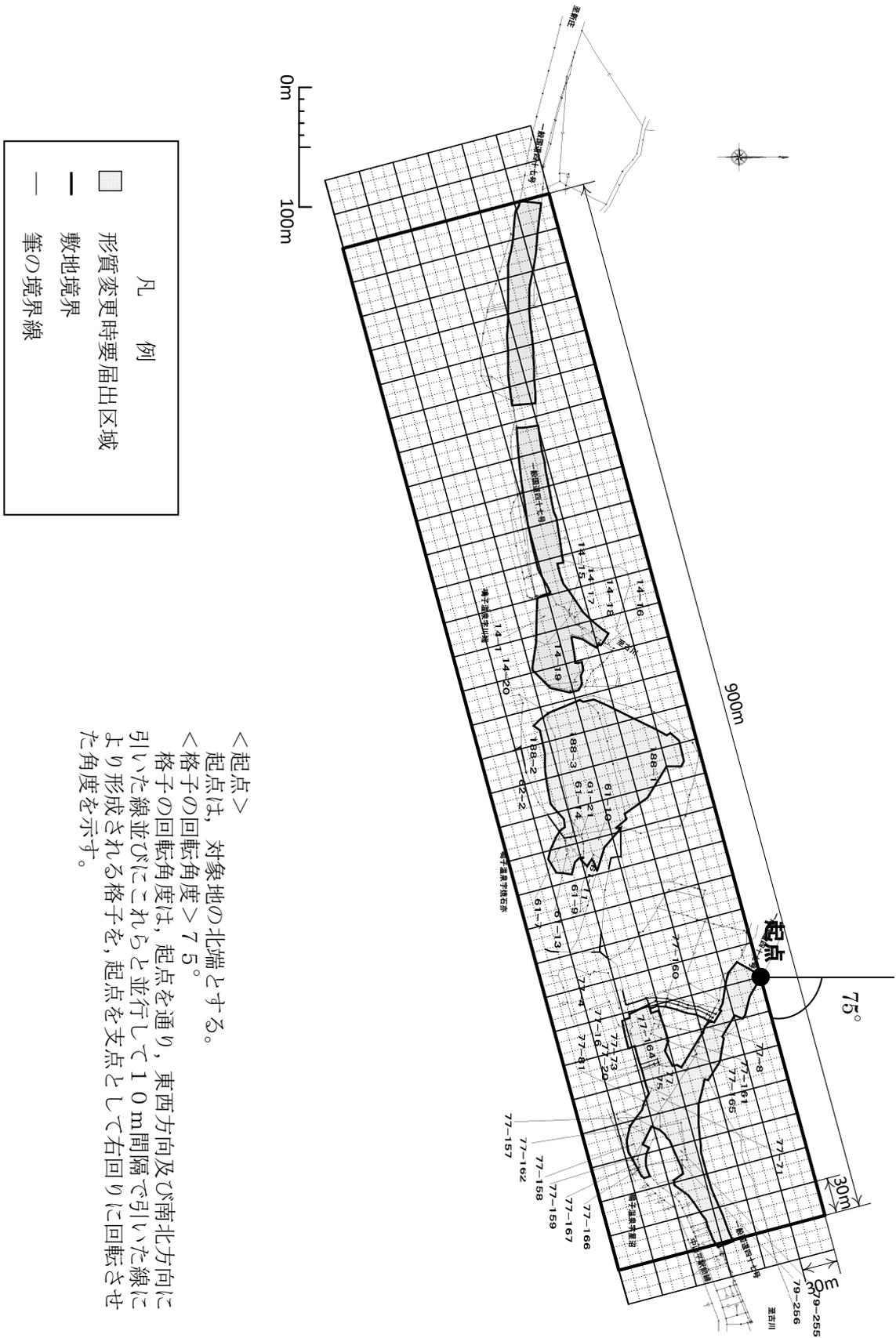
令和三年六月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 形質変更時要届出区域

大崎市鳴子温泉字焼石亦六十一番十及び六十一番二十一並びに大崎市鳴子温泉字星沼七十七番二十、七十七番七十一、七十七番七十三、七十七番七十五、七十七番八十一、七十七番百五十七、七十七番百五十八、七十七番百五十九、七十七番百六十、七十七番百六十一、七十七番百六十二、七十七番百六十四、七十七番百六十五、七十七番百六十六、七十七番百六十七、七十九番二百五十五及び七十九番二百五十六並びに大崎市鳴子温泉字川端十四番一、十四番十五、十四番十七、十四番十八、十四番十九、十四番二十及び百八十八番三

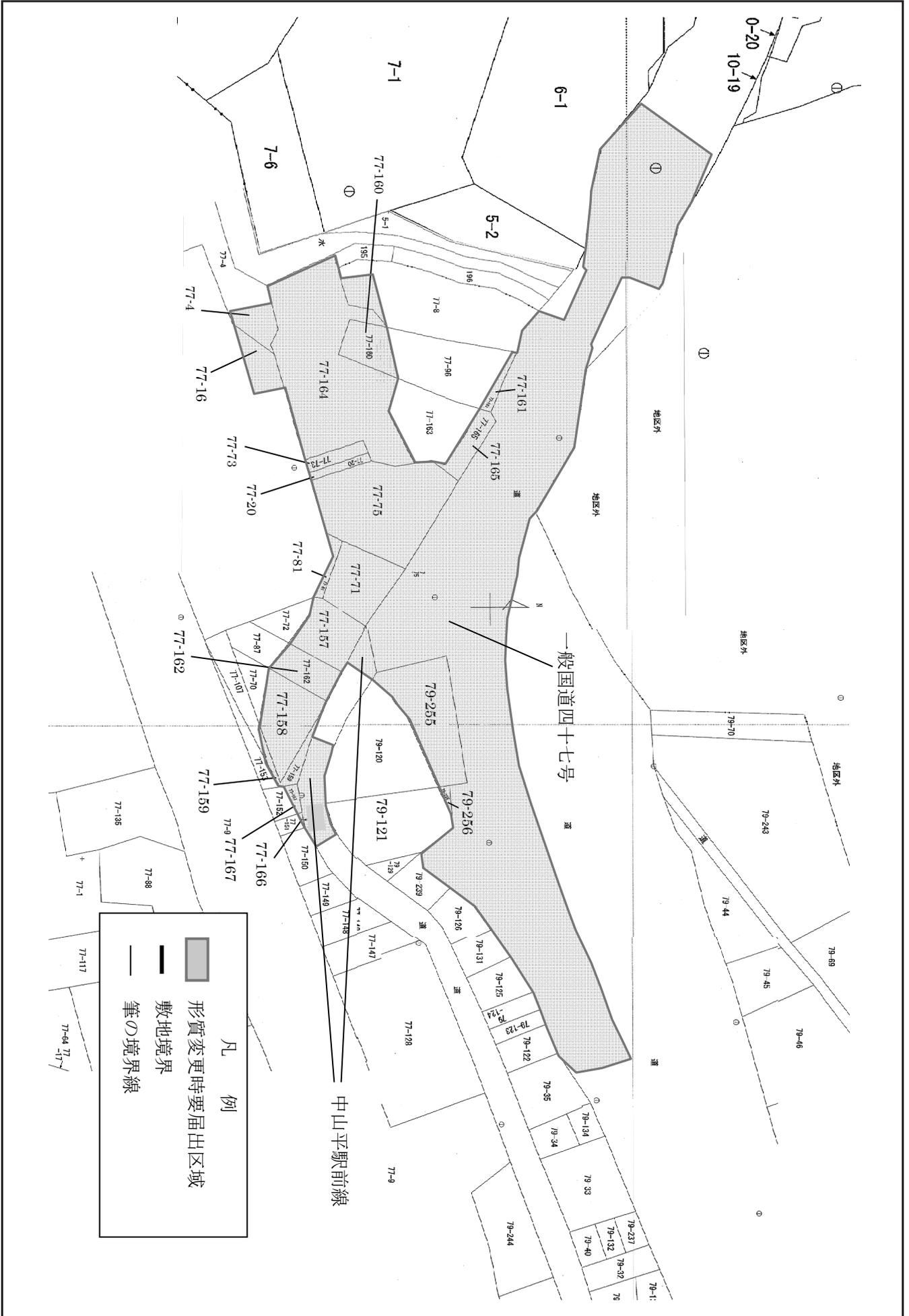
大崎市鳴子温泉字焼石亦六十一番七、六十一番九、六十一番十一、六十一番十三、六十一番十四及び六十二番二の一部並びに大崎市鳴子温泉字星沼七十七番四、七十七番八及び七十七番十六の一部並びに大崎市鳴子温泉字川端十四番十六、百八十八番一及び百八十八番二の一部並びに一般国道四十七号の一部並びに市道中山平駅前線の一部とし、次の図のとおりとする。

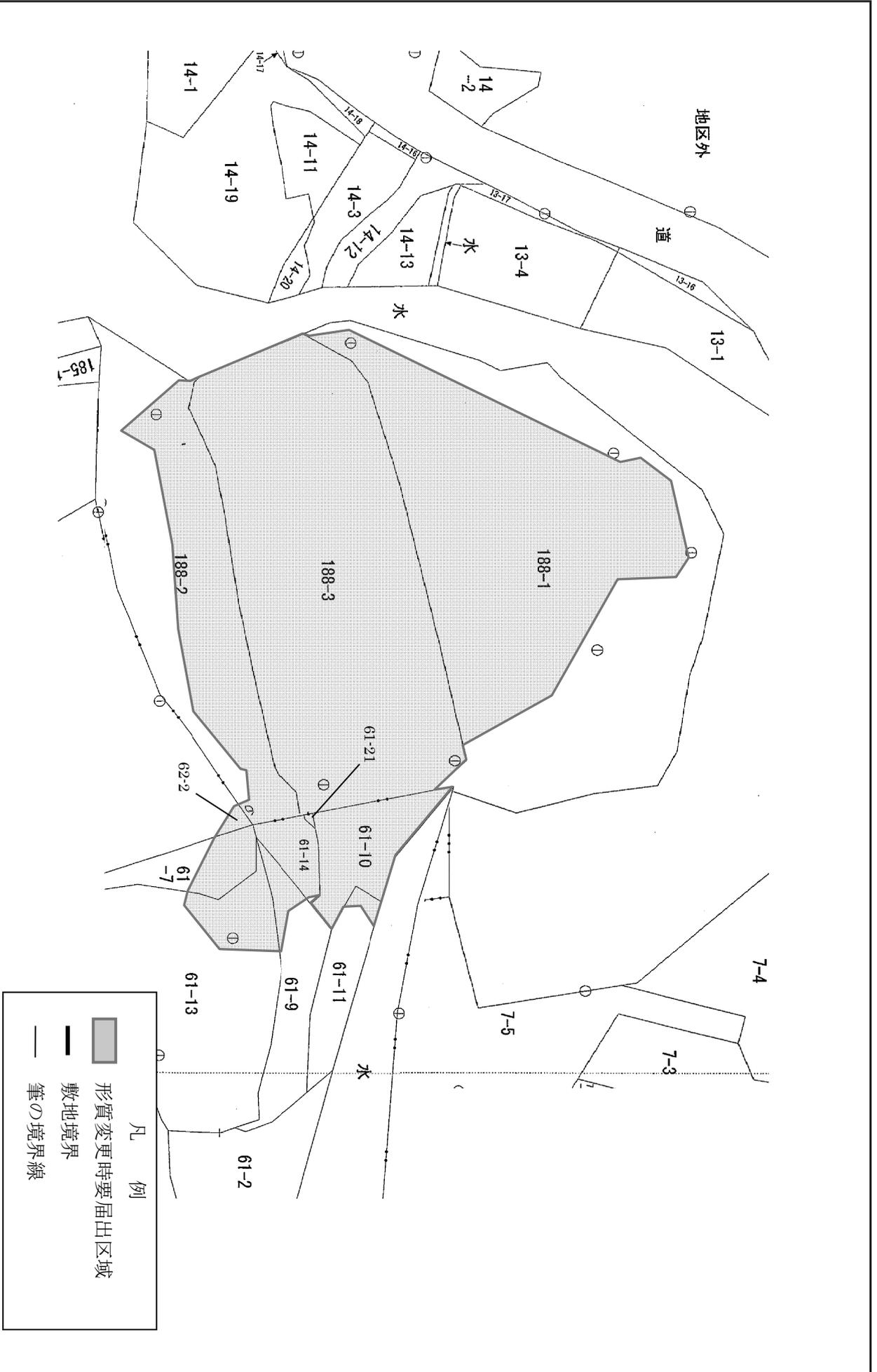


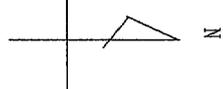
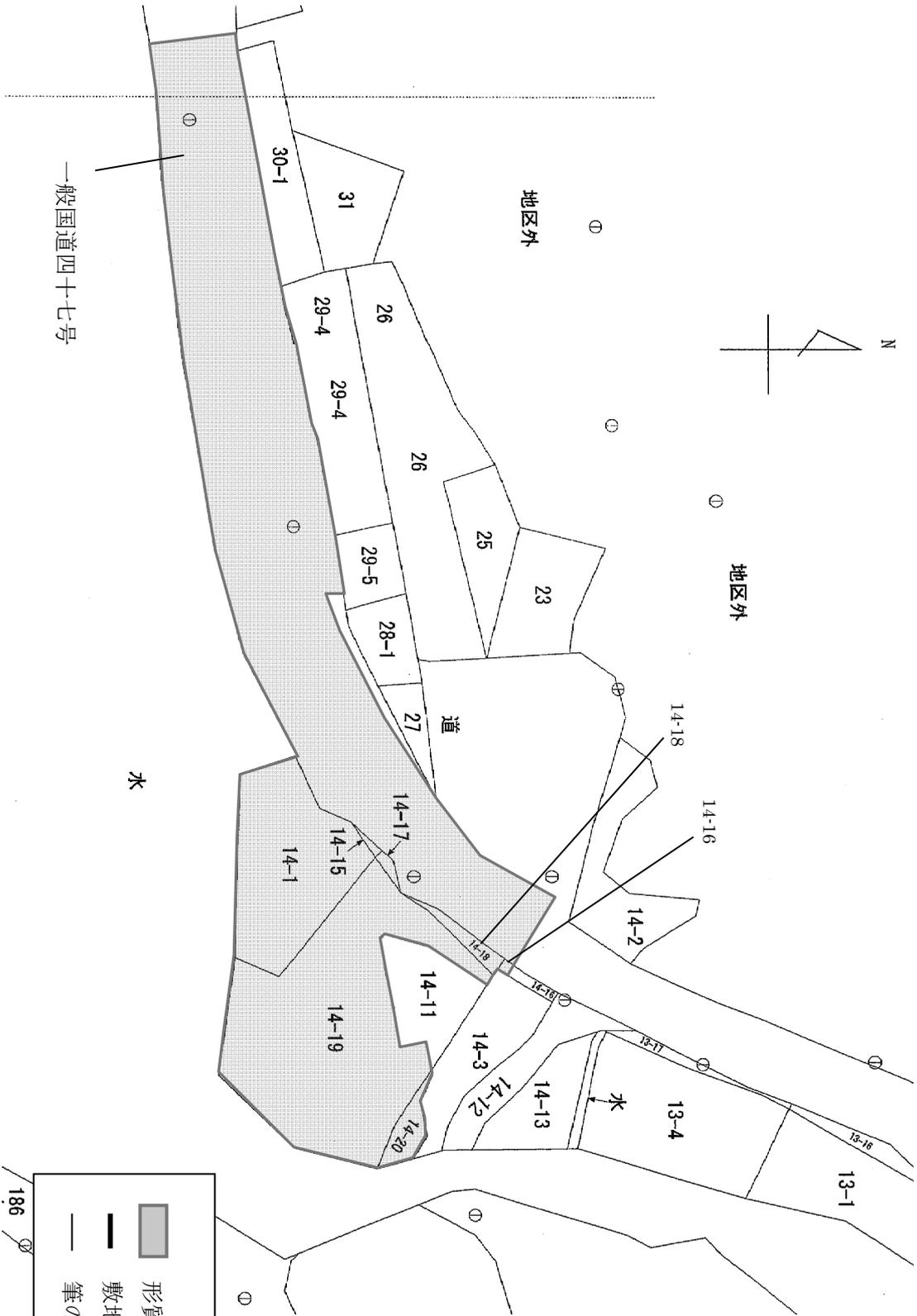
凡 例

- 形質変更時要届出区域
- 敷地境界
- 筆の境界線

＜起点＞  
 起点は、対象地の北端とする。  
 格子の回転角度は、75°とする。  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として右回りに回転させた角度を示す。







一般国道四十七号

水

道

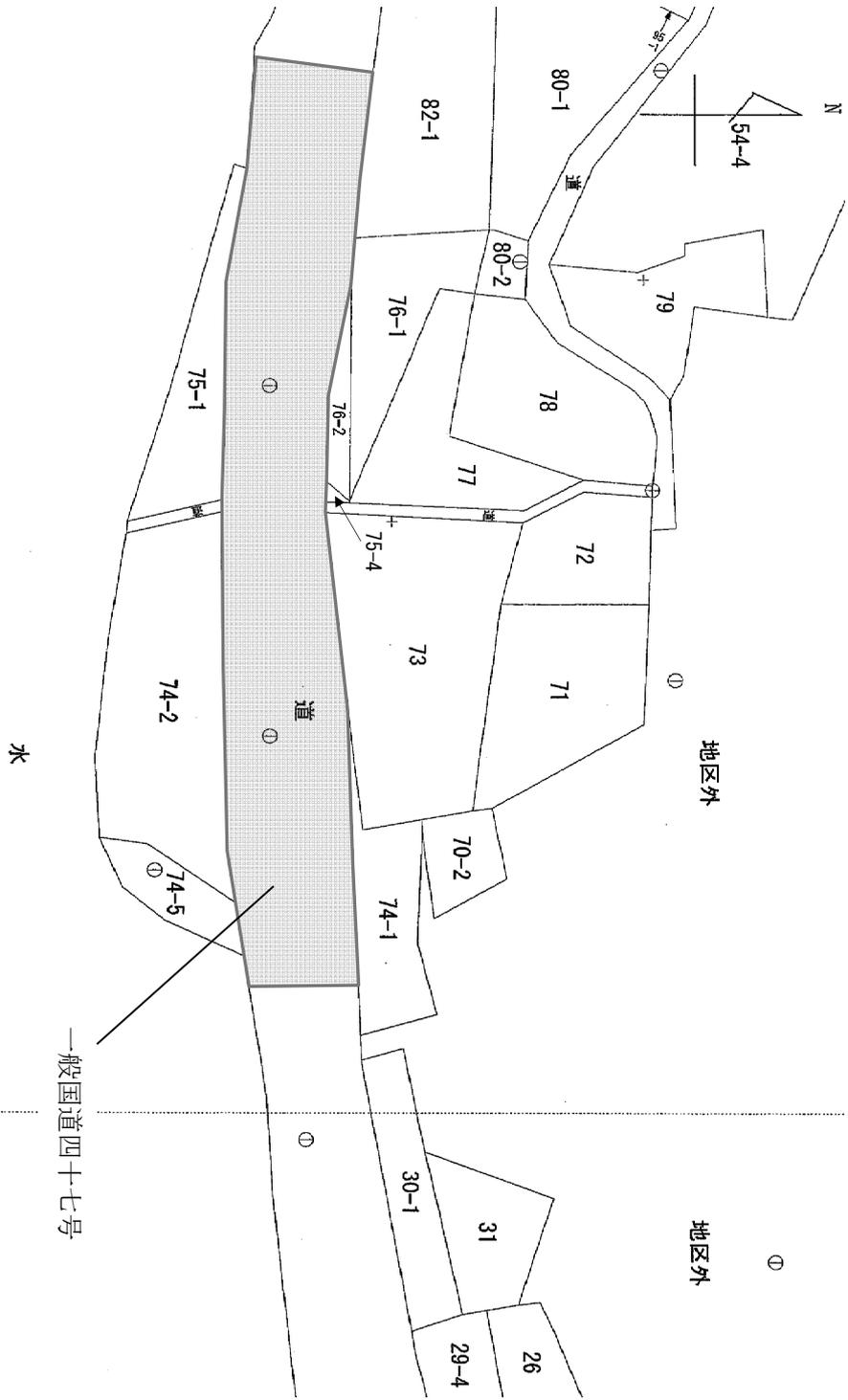
地区外

地区外

凡 例

	形質変更時要届出区域
	敷地境界
	筆の境界線

186



凡 例	
	形質変更時要届出区域
	敷地境界
	筆の境界線

二 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第五十八条第五項第十号から第十三号までの該当性

土壤汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十号に該当する。

○宮城県告示第四百五十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和三年六月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一〇九一七二二四	ソニービルディング 仙台 多賀城市中央三十一 一五 四F Oggebil	就労継続支援B型	スタンディ株式会社	令和三年五月一日

○宮城県告示第四百五十三号

県営広長地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和三年六月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和三年六月四日から令和三年七月二日まで

三 縦覧場所

大崎市役所及び大崎市鹿島台総合支所

○宮城県告示第四百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業荒浜北部地区横山分区の換地計画を定めたので、同法第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和三年六月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和三年六月七日から令和三年七月五日まで

三 縦覧場所

巨理町役場

○宮城県告示第四百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業山元北部地区の換地計画を定めたので、同法第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和三年六月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和三年六月七日から令和三年七月五日まで

三 縦覧場所

山元町役場

○宮城県告示第四百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年六月四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年六月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	石巻鹿島台色麻線	遠田郡美里町二郷字南八丁一四番地先から同郡同町二郷字南八丁一番四地先まで	令和三年六月四日

○宮城県告示第四百五十七号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和三年六月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画区域区分

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百五十八号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和三年六月四日

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百五十九号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和三年六月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画高度地区

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百六十号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和三年六月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画地区計画

2 名称

泉パークタウン朝日地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百六十一号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の

縦覧に供する。

令和三年六月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画特別緑地保全地区

2 名称

東原特別緑地保全地区

八木山弥生町特別緑地保全地区

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百六十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県農業高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和三年三月二十六日次のとおり委託した。

令和三年六月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部

亘理郡亘理町逢隈上郡字山入三十番地二 六戸畜産 代表 六戸 松雄

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百六十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県農業高等学校の農産物の仙台市中央卸売市場食肉市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和三年三月十日次のとおり委託した。

令和三年六月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市宮城野区扇町六丁目三番六号 仙台中央食肉卸売市場株式会社

名取市増田一丁目十二番三十六号 名取岩沼農業協同組合

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百六十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県農業高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和三年三月十五日次のとおり委託した。

令和三年六月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部

名取市増田一丁目十二番三十六号 名取岩沼農業協同組合

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百六十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県柴田農林高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和三年三月三十一日次のとおり委託した。

令和三年六月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部

柴田郡柴田町西船迫一丁目十番地の三 みやぎ仙南農業協同組合

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百六十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県加美農業高等学校の農産物の仙台市中央卸売市場食肉市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和三年三月二十三日次のとおり委託した。

令和三年六月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙台市宮城野区扇町六丁目三番六号 仙台中央食肉卸売市場株式会社

加美郡色麻町四竈字柺木町十四番地の一 加美よつば農業協同組合

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百六十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県加美農業高等学校の農産物の株式会社宮城県食肉流通公社及びみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和三年三月二十三日次のとおり委託した。

令和三年六月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部

加美郡色麻町四竈字柺木町十四番地の一 加美よつば農業協同組合

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百六十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県小牛田農林高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和三年三月三十日次のとおり委託した。

令和三年六月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部

栗原市築館字照越大ヶ原四十三番地一 新みやぎ農業協同組合

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百六十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県小牛田農林高等学校の農産物等の株式会社Aコープ東北における販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和三年三月三十日次のとおり委託した。

令和三年六月四日

一 委託の相手方 宮城県知事 村 井 嘉 浩

岩手県紫波郡矢巾町流通センター南二丁目五番二号 株式会社Aコープ東北

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百七十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県小牛田農林高等学校の農産物等の安心市場さくらっこにおける販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和三年三月二十九日次のとおり委託した。

令和三年六月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

大崎市田尻小塩字八ツ沢一 安心市場さくらっこ運営協議会

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百七十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県南郷高等学校の農産物の花野果市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和三年四月一日次のとおり委託した。

令和三年六月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

遠田郡美里町練牛字六号十二番地 有限会社 花野果市場

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百七十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県登米総合産業高等学校の畜産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和三年三月三十一日次のとおり委託した。

令和三年六月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部

登米市迫町佐沼字中江三丁目九番地の一 みやぎ登米農業協同組合

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百七十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県登米総合産業高等学校の農産物の産直なかなだ愛菜館における販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和三年三月二十三日次のとおり委託した。

令和三年六月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

登米市中田町石森字本町九十五番地一 協同組合産直なかなだ愛菜館

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

### 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和三年六月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 個人番号利用事務系ネットワーク機器等貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 企画部デジタルみやぎ推進課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和三年三月二十九日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 e i m i y a g i 個人番号利用事務系ネットワーク企業連合 仙台市青葉区中央三丁目二番二十三号

五 落札金額 五億九千四百万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和三年二月十六日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第

五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和三年六月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ウエルシア薬局 岩沼中央店	岩沼市中央四丁目二番一三三号	令和三年六月一日
名取たこうオレンジ薬局	名取市田高字原五九七	令和三年六月一日
ヤマザワ調剤薬局多賀城店	多賀城市城南二一四一七	令和三年六月一日
調剤薬局ツルハドラック 大和吉岡店	黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目四番地の七	令和三年六月一日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和三年六月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 抗インフルエンザウイルス薬（タミフルカプセル

七十五 百カプセル（PTP）備蓄用）五万四千四百人分（五千四百四十箱）

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 保健福祉部業務課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 令和三年四月十六日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 中外製薬株式会社 東京都北区浮間五丁目五番一号

五 契約金額 一億百三十万九千九百二十円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和三年六月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 抗インフルエンザウイルス薬（イナビル吸入粉末剤二十ミリグラム 備蓄用）二万人分（四万容器）
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 保健福祉部薬務課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 契約の相手方を決定した日 令和三年四月十六日
- 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 第二三共株式会社 東京都中央区日本橋本町三丁目五番一号
- 五 契約金額 三千四百六十二万八千円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。  
令和三年六月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 抗インフルエンザウイルス薬（備蓄用ラビアクタ点滴静注用バイアル 百五十ミリグラム）一万五千九百人分（三万千八百バイアル）
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 保健福祉部薬務課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 契約の相手方を決定した日 令和三年四月十六日
- 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 塩野義製薬株式会社 大阪府大阪市道修町三丁目一番八号
- 五 契約金額 三千五百十五万五千四百七十二円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。  
令和三年六月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 購入物品及び数量 船形の郷厨房機器ほか 一式
  - 2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - 3 納入期限 令和四年七月八日（金）
  - 4 納入場所 宮城県船形の郷
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であることを。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

- 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。  
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

- (一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理

事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第一条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二一―三三三五）へ令和三年六月二十一日（月）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並び

に問い合わせ先

〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班（担当 須藤 凜太郎 電話〇二二―二二一―三三三五）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和三年六月二十一日（月）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和三年六月二十九日（火）午後五時までの間に必要書類を作成の上、二十九日（火）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和三年六月二十九日（火）午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和三年七月五日（月）午前九時から令和三年七月十三日（火）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和三年七月十三日（火）午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和三年七月十四日（水）午前十時 宮城県行政庁舎一階出納局会議室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（令和三年宮城県規則第百十一号）第二号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一回未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Funagata no Sato kitchen equipment and other supplies (1 set)

2 Deadline for Delivery : July 8, 2022 (Fri.)

3 Place of Delivery : Miyagi Prefecture Funagata no Sato (for details see document with specifications)

4 Deadline for Bid Submission : July 13, 2021 (Tue), 5 : 00 p.m.

5 Contact Information : Rintaro Suto, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government

6 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8423 Japan. Tel.: 022-211-3333

7 Language and Currency Used for Contract : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達については、次のとおり落札者を決定した。

令和三年六月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 ICT支援員配置業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁教育企画室 仙台市青葉区本町三

丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和三年五月二十八日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目十九番二号

五 落札金額 三千九十万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和三年五月十四日

監査委員

○宮城県監査委員告示第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第14項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和3年6月4日

宮城県監査委員	本	木	忠	一
宮城県監査委員	大	田	稔	郎
宮城県監査委員	成	田	由	加里
宮城県監査委員	吉	田		計

記

1 監査委員の報告日

令和3年2月19日

2 通知のあった日

令和3年4月9日

3 監査委員の報告内容及び措置の内容

(1) 大河原県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・令和元年度収入未済額

現年度分 78,420,930円

堺 城 公 報

<p>過年度分 236,737,768円 合 計 315,158,698円</p> <p>・平成30年度収入未済額</p> <p>現年度分 88,758,936円 過年度分 208,496,050円 合 計 297,254,986円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>「令和2年度県税事務運営」及び「第5次県税滞納額縮減対策3か年計画」を踏まえ、「令和2年度大河原県税事務所運営方針」を策定し、効果的な徴収対策による徴収の確保に努めた。個人県民税については、管内市町との徴収対策の連携・協働のもと、宮城一斉滞納整理強化月間（令和2年11、12月）において、1市6町との共同催告を実施した。また、地方税法48条に基づき、2市3町における徴収困難事案等について、徴収及び滞納処分引継を受けて直接徴収を実施したほか、県税還付金の情報提供による差押支援や市町職員の滞納整理技法の向上を図るための研修会開催などにより滞納整理を推進した。</p> <p>その他の税目については、新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮し、訪問による納税勧奨を自粛したが、財産調査の早期着手と滞納処分の強化を重点に、預貯金や給与など、取立の確実性の高い債権を中心に差押を実施した。また、高額・長期滞納事案については、事業検討会において整理状況を共有し、処理方針を定めて対応したほか、滞納処分に関する研修会等に参加して、徴収技術のスキルアップを図った。</p> <p>このほか、新型コロナウイルスの影響により収入が減少した事業者や納税能力が十分でない納税者については、納税の猶予や滞納処分の執行停止による納税の緩和措置を適用するなど、適切な債権管理に努めるとともに、収入未済額の縮減に向けて徴収対策を推進した。</p> <p>(2) 塩釜県税事務所 イ 監査委員の報告の内容</p> <p>県税において、収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・令和元年度収入未済額</p> <p>現年度分 102,309,844円 過年度分 152,752,614円 合 計 255,062,458円</p>	<p>・平成30年度収入未済額</p> <p>現年度分 102,866,209円 過年度分 138,691,045円 合 計 241,557,254円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>県税収入未済額の縮減に当たっては、「第5次県税滞納額縮減対策3か年計画」、「令和2年度県税事務運営」及び「塩釜県税事務所事務実施計画」に基づき、以下の税目に分けて各種徴収対策に取り組んだ。</p> <p>個人県民税については、管内市町と連携・協働し、県税還付金の差押支援、共同文書催告、合同捜索支援、共同訪宅を実施した。また、令和2年9月1日から県職員の市町併任及び市町相互併任制度をスタートさせ、10月と1月には併任徴収対策会議を開催し、共通滞納者（36者）の情報共有を図った上で、相互に定めた滞納整理方針をもとに、各市町において徴収対策に取り組んだ。</p> <p>その他の税目については、年間計画、調査の進め方や情報管理方法等の事務処理を見直し、より効率的・効果的な滞納整理が行えるように取り組んだ。</p> <p>大口（滞納額30万円以上）案件19件については、9月に検討会を開催して整理方針を決定し、その整理方針に沿った滞納整理に取り組んだ結果、6件が完納した。（令和3年3月12日現在）また、2月下旬から3月初旬には、当該大口案件に加え、難航案件や滞納繰越分に係る時効完成間近なもの及び処分停止予定等の87件の案件について、進捗状況報告会を開催し、組織的な進管理を図った。</p> <p>その他の案件についても、預金調査を始めとする財産調査や住民税調査を計画的に行い、資力のある者については適時に差押等の滞納処分を執行し、資力のない者については処分停止を行う等、適切な債権管理に努めた。</p> <p>(3) 北部県税事務所 イ 監査委員の報告の内容</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・令和元年度収入未済額</p> <p>現年度分 85,243,951円 過年度分 178,827,728円</p>
--	--

報 告 書

<p>合 計 264,071,679円</p> <p>・平成30年度収入未済額</p> <p>現年度分 108,554,225円</p> <p>過年度分 169,524,191円</p> <p>合 計 278,078,416円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>県税滞納額縮減対策3か年計画及び令和2年度県税事務運営に基づき徴収対策を講じ、新型コロナウイルスの影響も個別に確認しながら税込確保と収入未済額の縮減に努めた。</p> <p>個人県民税については、「北部地区住民税徴収対策会議」を開催し、栗原市を含む管内2市4町との連携・協働を推し進めたほか、市町の意向を反映させた「滞納処分実務研修会」を今年も2回に増やして開催し、管内職員の徴収技術の向上を図った。</p> <p>また、「大崎地区税務担当課長会議」を3回開催し、滞納整理の具体的な取組方針を協議するとともに、県税職員の管内市町併任及び管内市町徴税吏員の相互併任による「併任職員徴収対策会議」を4回開催し、各市町が抱える徴収困難案件(12件)を協議・検討し、案件に応じて差押や捜索等を行ったほか、共同催告(3町)や自動車税還付金の差押支援を行うなど、収入未済額の縮減に努めた。</p> <p>個人県民税以外の税目については、適切な時期の催告・折衝、財産調査の早期着手、預貯金や給与等の債権を中心とした差押を行うとともに、担保力がないと判断した滞納者に対しては速やかに処分停止等を行うなど、より効果的な滞納整理に努めた。</p>	<p>合 計 77,722,102円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>個人県民税については、滞納額の約9割を占めることから、栗原市との連携強化を図り、収入未済額の縮減に努めた。具体的には「住民税徴収対策会議」や「滞納処分実務研修会」を北部県税事務所と合同で開催し、県職員と市町職員双方の徴収スキルの向上に努めた。また、栗原滞納整理協働支援チームを設置するとともに、当所職員5名を栗原市職員(徴税吏員)に併任発令し、共同で訪宅催告や文書催告を行った。</p> <p>個人県民税以外の一般税については、地区毎の担当者と納税指導員が連携しながら、早期の納税折衝及び財産調査に着手した。また、納税資力があるにもかかわらず、自主納税に応じない滞納者に対しては、預貯金や給与等換価性の高い債権の差押を中心に滞納処分を行い、税込確保、収入未済額の縮減に努めた。</p> <p>このほか、財産調査等の結果、納税資力がないことが判明した滞納者に対しては、法定要件に照らしながら、適正に滞納処分の執行停止を行った。</p>
<p>(4) 北部県税事務所栗原地域事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>県税において、収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税込の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・令和元年度収入未済額</p> <p>現年度分 26,483,015円</p> <p>過年度分 54,651,314円</p> <p>合 計 81,134,329円</p> <p>・平成30年度収入未済額</p> <p>現年度分 21,041,834円</p> <p>過年度分 56,680,268円</p>	<p>(5) 気仙沼県税事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>県税において、収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税込の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・令和元年度収入未済額</p> <p>現年度分 40,246,360円</p> <p>過年度分 94,851,829円</p> <p>合 計 135,098,189円</p> <p>・平成30年度収入未済額</p> <p>現年度分 34,152,712円</p> <p>過年度分 98,368,213円</p> <p>合 計 132,520,925円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>「県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「令和2年度県税事務運営」に基づき、次のとおり収入未済額の縮減と税込の確保に努めた。</p> <p>個人県民税については、地方税法第48条による直接徴収を実施し、30件引き受け、約350万円徴収した。また、共同催告・共同徴収、県税還付金の差押支援を実施したほか、市町職員を</p>

対象とした研修会を開催し滞納処分の技術向上を促した。  
個人県民税以外については、国・市町とも連携しながら早期の折衝・催告により自主納税を促すとともに、預貯金、給与等の債権を中心に早期の財産調査を行い、これらの調査結果を活用し、資力のある滞納者については差押等の滞納処分を実施し、資力のない滞納者については滞納処分執行停止等を行い、適切な債権管理に努めた。

(6) 仙南保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

生活保護扶助費返還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。

(内容)

・令和元年度収入未済額

現年度分 15,069,666円

過年度分 32,631,103円

合 計 47,700,769円

・平成30年度収入未済額

現年度分 5,365,647円

過年度分 29,189,226円

合 計 34,554,873円

ロ 措置の内容

未収債権の縮減を図るため、従来の管理方法を見直し、各地区担当員が担当世帯に係る情報把握がしやすく、効果的な納入指導が行えるよう新たな「債務者リスト」を作成するなどの環境整備を行なうとともに、納入期限を超過している被保護者に対する督促状、催告書についても令和3年1月以降は月100件程度送付しており、未納者への周知徹底を強化している。

また、保護受給中の者には、地区担当員の訪問時等における納入指導並びに新たな債権発生を抑制するための収入申告義務について周知徹底を図った。

令和3年2月末現在の収入未済の状況

・令和元年度収入未済額

現年度分 13,833,805円

過年度分 31,647,103円

合 計 45,480,908円

・平成30年度収入未済額

現年度分 4,638,277円

過年度分 27,088,826円

合 計 31,727,103円

※収入未済額のうち619,744円は時刻到来により不納欠損処理予定

今後の対応

・訪問時における納付指導の徹底

ケース訪問時に収入未済の有無の周知及び納入通知書の手交等を行い、納付義務について再認識させるとともに、確実な納付が実現できるよう適宜履行延期の特約等承認による分納について指導していく。

また、新たな債権の発生を防ぐため、収入申告義務についても同様に周知徹底を図っていく。

・未収債権回収強化月間の策定及び実施

11月から1月までを強化月間とし、毎月実施する督促状の送付や通常訪問時における納付指導に加え、必要に応じ査察指導員等の同行訪問や休日・夜間訪問も計画するなど納入指導を強化する。

(7) 仙台保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

生活保護扶助費返還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。

(内容)

・令和元年度収入未済額

現年度分 8,607,483円

過年度分 70,092,202円

合 計 78,699,685円

・平成30年度収入未済額

現年度分 8,277,516円

過年度分 68,106,568円

合 計 76,384,084円

ロ 措置の内容

未収債権の縮減を図るため、所長以下幹部職員が出席する「生活保護業務適正化会議」を随時開催（令和2年度は6回）し、未収債権の納付状況を踏まえた適切な納付指導を徹底するほ

報 告 書 公 報 城 東 区

<p>か、未収債権の新規発生を抑制するため、被保護世帯の収入の適時・適切な把握に必要な訪問調査活動の実施について進捗管理を行った。また、令和2年10月～12月の3か月間を「未収債権回収強化月間」（以下「強化月間」）に設定し、分納誓約の不履行を含む令和2年10月9日時点の滞納案件155件、40,985,232円を対象として催告書等を送付するとともに、期限までに納入や連絡の無かった滞納者については、令和3年2月末まで電話催告や訪問による納付指導を積極的に行った。</p> <p>令和3年2月末現在の生活保護扶助費返還金等の現年度分における収入未済額は、6,818,794円であるが、現年度分の納付率は71.6%と前年度（64.4%）を7.2ポイント上回った。また、過年度分の未収債権としては、「強化月間」の取組みによって、36件、8,590,509円の納付約束（分納再開を含む）があり、令和3年2月末時点の納付額は2,486,555円となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護扶助費返還金等の現年度分の納付状況</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>令和2年度調定額（現年度分）</td> <td>24,022,825円</td> </tr> <tr> <td>収入済額（納付率）</td> <td>17,204,031円（71.6%）</td> </tr> <tr> <td>令和3年2月末収入未済額</td> <td>6,818,794円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度収入未済額の処理状況</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>生活保護扶助費返還金</td> <td>78,699,685円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度収入未済額</td> <td>61,451,711円</td> </tr> <tr> <td>収入済額</td> <td>72,554,514円</td> </tr> <tr> <td>令和3年2月末収入未済額</td> <td>72,554,514円</td> </tr> </table> <p>(8) 東部地方振興事務所登米地域事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>行政財産の使用許可において、減免措置に誤りが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>電柱敷地の使用許可に係る使用料について、使用許可処理基準に定められた減免区分に該当しないにもかかわらず免除していたもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・件数 1件</li> </ul> <p>ロ 措置の内容</p> <p>指摘のあった電柱敷地の使用許可を変更し、無償としていた使用料を徴収することに改めた。今後、行政財産の使用を許可するにあたっては、申請書類等を精査し、財産の交換、譲与等に関する条例等関係規則に則って適切な事務事業の執行を実施していく。</p>	令和2年度調定額（現年度分）	24,022,825円	収入済額（納付率）	17,204,031円（71.6%）	令和3年2月末収入未済額	6,818,794円	生活保護扶助費返還金	78,699,685円	令和元年度収入未済額	61,451,711円	収入済額	72,554,514円	令和3年2月末収入未済額	72,554,514円	<p>(9) 畜産試験場</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>委託契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>設計委託業務について、必要な仕様変更や成果品の誤りに対する修正指示等を行わず、業務完了を認め成果品を受理していたもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務名 平成31年度畜産試験場-201号 畜産試験場ポンプ小屋改築等設計業務</li> <li>・金額 908,800円</li> </ul> <p>ロ 措置の内容</p> <p>今回の事案については、委託先との調整を担当者のみの対応にしていたこと、さらには試験場内での随時の情報共有と、適切な進捗管理がなされなかったことから発生したものである。このため、外部業者との打ち合わせについては、複数の職員を参加させるとともに、記録表を作成し、場長まで回覧することとした。</p> <p>さらに、場長をはじめとする進捗管理委員会を設置し、発注、施行管理、完了検査、入金等の進捗状況をもとに、担当者のみならず、試験場全体としての行程管理を適切に実施することにより、今回の事案の再発防止に努めている。</p> <p>(10) 気仙沼高等学校</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>庁舎管理において、関係法令に準拠していないものが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>消防法により定められた防火管理者の解任及び選任の手続がなされなかったもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防法第8条第2項</li> </ul> <p>ロ 措置の内容</p> <p>必要な手続きがなされていなかった要因は、人事異動時期による繁忙さから、防火管理者を引き継ぐ担当者が届出を失念していたことによるものである。これについては気仙沼消防署に令和2年4月1日付けで後任の防火管理者を選任し、令和2年11月26日付けで届出、受理された。人事異動により防火管理者が転出し後任が有資格者ではなかった場合には、速やかに資格講習を受講させること、さらに担当者任せにせず事務室から積極的に手続きや資格講習についての</p>
令和2年度調定額（現年度分）	24,022,825円														
収入済額（納付率）	17,204,031円（71.6%）														
令和3年2月末収入未済額	6,818,794円														
生活保護扶助費返還金	78,699,685円														
令和元年度収入未済額	61,451,711円														
収入済額	72,554,514円														
令和3年2月末収入未済額	72,554,514円														

情報を提供していく等再発防止を図っていく。

(11) 仙台二華高等学校

イ 監査委員の報告の内容

庁舎管理において、関係法令に準拠していないものが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

消防法により定められた防火管理者の解任及び選任の手続がなされていないかったもの。

・ 消防法第8条第2項

ロ 措置の内容

令和2年5月に手続きが行われていないことに気づき、制度の確認を行い、若林消防署に届け出た。

今後は、人事異動の際に、資格の有無の確認を徹底し、後任者が資格を持っていない場合には、資格取得を促し、必要な届け出を行うことなど、管理職と事務室全職員で確認することとした。

(12) 柴田農林高等学校

イ 監査委員の報告の内容

歳入歳出予算に計上せず、他団体から義援金等を受領して物品購入費等に充てていたものが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

・ 件数 6件

・ 金額 1,403,735円

ロ 措置の内容

団体への寄附であるとの認識であったが、学校長名で寄附受納をし、新たに学校長名義の通帳を開設し、管理したことは不適切であった。

今後、義援金等が寄せられた場合には、法令規則を十分に確認しながら事務処理を行うこととし、再発防止に努める。

残金については、寄付者の意向を踏まえ、主務課に相談をしながら、適切に事務処理を進めていく。

(13) 気仙沼向洋高等学校

イ 監査委員の報告の内容

報酬において、支払遅延が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

非常勤講師の報酬について、支給定日を過ぎて支給したものを。

・ 件数 6件

・ 支給額 391,987円

ロ 措置の内容

非常勤講師の報酬については、発覚後、速やかに支払処理を行った。

再発防止策として、失念や確認漏れによるミスをなくするため、業務管理の見える化を図った。会計事務カウンセラーや人件費の事務処理状況表を処理状況で色分けして掲示し、常に複数の目で進捗状況を確認することにより、会計事務処理の改善につながっている。事務室内で情報共有を図りながら、再発防止に努めていく。

(14) 気仙沼向洋高等学校

イ 監査委員の報告の内容

教育財産において、財産の取得及び処分手続きが行われていないものが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

1 新校舎の取得に係る異動報告が2年以上行われていなかったもの。

・ 件数 33件

・ 台帳価格 4,997,631千円

2 仮設校舎の撤去に係る異動報告が1年以上行われていなかったもの。

・ 件数 24件

・ 台帳価格 1,040,141千円

ロ 措置の内容

施設の新設、撤去に伴う財産異動については、工事完了後速やかに事務手続きを行う必要があることから、工事に伴う財産異動に係る事務手続きについて、進捗状況を確認するためのチェックシートを作成し、主務課との情報共有を図ることとした。

また、財産管理担当者が行う財産管理事務については、複数の職員による確認作業を徹底し、内部統制の充実に努めていく。

(15) 支援学校小牛田高等学校

イ 監査委員の報告の内容

賃金において、支払遅延が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

パート職員の賃金について、支給定日を過ぎて支給したものの。

・件数 1件  
・支給額 97,923円

ロ 措置の内容

本事案については、担当者の事務処理の失念、及び職場内相互のチェック体制の不徹底が原因であったと考える。

再発防止策として、事務処理予定表（処理期限等記入）を作成し、相互チェック体制を強化するとともに、会計課作成の例月処理カレンダーを使用して、担当者が例月支払業務の消し込みを実施することにより、失念による事務処理遅延の防止を図っていく。